

# 安全管理方針

## 安全輸送とその実現のための方策

会社は、海上における人命の安全、船舶の安全運航、環境保護の確保のため、以下の安全方針を定めて全従業員に周知させ、実施する。

1. 社長の安全への取り組みの関与を明確にし、海陸一体となった安全管理体制を構築すること。
2. 安全管理規程及び関係諸法規を遵守すること。
3. P（計画）D（行動）C（確認）A（見直し・改善）サイクルによる安全管理体制をより潤滑に機能させること。
4. 事故・火災・地震津波等について、より詳細なマニュアルを作成し、緊急事態に迅速に対応可能な体制を構築すること。
5. 安全輸送に関して必要な情報（気象情報等）を的確に提供するため「情報・支援システム」を設け、海陸で共有すること。
6. 乗組員への教育・訓練・研修を継続して実施すること、又、ヒヤリハット啓発活動を継続することにより、事故の未然防止に努めること。
7. 海洋汚染防止に努め、省エネ・運航の効率化を図り、環境に優しい輸送を目指すこと。

会社は、陸上の全従業員及び管理船舶の船長以下全乗組員がこの方針を遵守することを要請する。